

## ➤ 補助対象とならない例

事業の実施にあたり、対象となる例・ならない例について、次の一覧の例を参考にしてください。

項目	対象とならない例
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利目的の料理教室</li> <li>・食文化の継承という目的に沿わない料理教室(全国的に普及している食材を使って郷土食といいがたい料理を作る場合等)</li> </ul>
食材費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い残すほど大量に購入した食材、調味料</li> <li>・自宅にある調味料</li> <li>・料理の試作に使用する食材、調味料</li> </ul>
講師謝礼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請団体のメンバーが受け取る謝礼</li> <li>・申請者本人が受け取る講師謝礼</li> </ul>
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザート用などで調理せずそのまま出す茶菓子類</li> <li>・使い残すほど大量に購入した消耗品(紙皿、紙コップ、コピー用紙等)</li> </ul>

## ➤ Q&A

Q1. 市外在住者は補助を受けられますか？

A1. 鶴岡市内の団体、または市内在住の方が実施する事業に限ります。

Q2. 同一の申請者が何度も申請することは可能ですか？

A2. はい、申請区分によっては複数回の申請が可能です。ただし、以下のような制限があります。

- ・「(3) 地産食材活用事業」に限り、通算3回までの申請が上限とされており、令和7年度の申請分からカウントが開始されます。

したがって、申請する事業区分に応じて申請回数の制限有無が異なる点にご留意ください。

Q3. 通年で複数回開催する事業を申請することは可能ですか？

A3. 可能です。しかし、補助金額等の取り扱いについては次のとおりです。

①参加者が同一の場合は、合算した経費を対象として補助限度額が適用されます。

②参加者を都度募集する場合は、開催毎に申請してください。開催毎に補助限度額が適用されます。

また、①の場合の申請回数は1回、②の場合は開催毎の申請のため、開催ごとに数えます。※「(3) 地産食材活用事業」に限り、通算3回までです。

Q4. 郷土食・行事食等料理教室を開催する場合、料理の創作・アレンジは認められますか？

A4. 郷土食・行事食を基本とし、ライフスタイルに合わせた「減塩」や「時短」などのアレンジはしていただいて構いません。

Q5. 団体が事業を実施した場合、請求書の代表者印欄はどのように記載したら良いですか？

A5. 団体名(「〇〇会」など)や職名の印(「〇〇会長」など)ではなく、代表者の氏名の印(「佐藤」など)を押印していただきますようにお願いします。